



平成28年3月8日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小川 浩 平  
(コード番号 6993 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 岩瀬 茂 雄  
(TEL. 03-3448-7300)

### 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）発行を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役及び監査役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行は平成27年6月26日開催の当社第106期定時株主総会において承認決議いただいた、取締役及び監査役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬の範囲内で行うものです。

### 記

#### I. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の株価と連動する報酬として、取締役及び監査役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的としております。

#### II. 新株予約権の発行要領

##### 1. 新株予約権の名称

アジアグロースキャピタル株式会社第15回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

##### 2. 本新株予約権の総数

2,940個

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

##### 3. 本新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権の払込金額は、割当日において次式のブラックショールズモデルにより算定した1株あたりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成28年3月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 15年
- ⑤ 株価変動性 ( $\sigma$ ) : 15年 (平成13年2月から平成28年2月まで) の各月の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金)  $\div$  上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N ( ))

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。本新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

4. 本新株予約権の割当ての対象者及び人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	4名	2,673個
当社監査役	4名	267個

5. 本新株予約権と引換えにする払込金額の払込期日  
平成28年3月30日

6. 本新株予約権の割当日  
平成28年3月30日

7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、100株とする。

なお、割当日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数について行われ、1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数  $\times$  分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降適用されるものとする。

その他、割当日後に、当社が合併、会社分割又は資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整するものとする。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
9. 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使できる期間は、平成28年3月31日から平成58年3月30日まで（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
10. 本新株予約権の行使の条件
  - ① 本新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ② 本新株予約権者が死亡したときは、その直前において①に基づく本新株予約権を行使できた場合又は死亡により当社の取締役若しくは監査役の地位を喪失することとなった場合には、その相続人は、本新株予約権を相続し、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。上記①にかかわらず、相続人が行使できる期間は被相続人である本新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日から1年以内とする。
  - ③ 新株予約権者は、上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合には、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、第14項に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社の普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
12. 譲渡による本新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
13. 本新株予約権の取得に関する事項
  - ① 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は当社取締役会の決議をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 以下に掲げる議案につき当社の株主総会又は取締役会で承認された場合は、当社は、当社の取締役会が別途決定する日において、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - i) 当社が消滅会社となる合併契約の承認
    - ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画の承認

- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認
- iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の承認
- v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の承認

14. 組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権が新たに交付されるものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記7. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記9. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記9. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記10. に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記11. に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
上記12. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項  
上記13. に準じて決定する。
- ⑩ 新株予約権の行使により発生する一株に満たない端数の切り捨て  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

15. 本新株予約権の行使により発生する一株に満たない端数の切り捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある

場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

17. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

東京都渋谷区渋谷 1-24-16

株式会社みずほ銀行渋谷支店

18. その他

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上